

秩父市立影森小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものと定義する。

（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ防止会議

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、（スクールソーシャルワーカー、PTA会長）等からなる、いじめ防止等の対策のための「いじめ防止会議」を設置する。「いじめ防止会議」は次の活動を行う。月1回を定例会とし、いじめ発生時は24時間以内に緊急に開催する。

- いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- いじめ防止に関すること
- いじめ事案に対する対応に関すること
- いじめが身体に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する児童の理解を深めること。

(2) 職員集会での情報交換及び共通理解

毎週、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

3 いじめ未然防止のための取組（※年間指導計画は別表）

(1) 学級経営の充実

- ソーシャルスキルトレーニングやライフスキル教育を実施したり、「心のアンケート」結果を生かしたりして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- 分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

(2) 道徳教育の充実

- 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(3) 相談体制の整備

- 「心のアンケート」後に学級担任により教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。
- 教育相談室を設置し、さわやか相談員（影中）や担任、他の職員と関わる時間を設定し、教育相談の充実に努める。

(4) 縦割り班活動の実施

- 縦割り班活動のなかで、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

(5) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

- 児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童にモラル教育をするなどして迅速に対応する。

4 いじめ早期発見のための取組（※年間指導計画は別表）

(1) 保護者や地域、関係機関との連携

児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、民生委員・児童委員、教育委員会、市民福祉課や児童相談員、中学校などの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

(2) 「心のアンケート」の実施

学期に1回、「心のアンケート」を実施する。また、「心のアンケート」をもとに、一人一人の児童と直接話をして、思いをくみ取る。

(3) ノート・日記指導

児童の休み時間や放課後の課外活動の中で児童の様子に目を配ったり、個人ノートや日記などから交友関係や悩みを把握したりする。

5 いじめに対する早期対応

- いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- いじめの事実が確認された場合は、「緊急いじめ防止会議」を開き、対応を協議する。
- いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合（「いじめ防止対策推進法」より）
- いじめにより児童が相当の期間（国の方針では年間30日が目安だが、個々のケースを十分に把握する）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- いじめにより重大な被害が生じたという申し立てが児童生徒や保護者からあった場合

(2) 重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を、秩父市教育委員会に速やかに報告する。
- 秩父市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

7 いじめの解消

- 単に謝罪をもって安易に解消することはできない。少なくとも次の二つの要件が満たされ、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。
- 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当な期間継続していること。（少なくとも3か月を目安とするが、長期の期間が必要であると判断される場合は、より長期の期間を設定する。）
- 被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
- いじめが「解消に至っていない」段階では、児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。また、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。

<別表>

いじめ対策年間指導計画

月	指 導 等 の 内 容		
	教職員の活動	児童の活動	保護者への活動
4	○いじめ防止基本方針についての検討(いじめ防止会議) ○児童に関する情報交換(職員集会)	○学級開き・学級ルール作り	○いじめ対策についての説明
5	○児童に関する情報交換(職員集会)	○縦割り班活動 ○行事を通じた人間関係作り(遠足・修学旅行)	○家庭訪問
6	○心のアンケートをもとに教育相談 ○児童に関する情報交換(職員集会)	○人権週間 ○心のアンケート ○縦割り班活動	○学級懇談会
7	○児童に関する情報交換(職員集会) ○民生委員・児童委員との懇談会	○縦割り班活動 ○携帯・インターネットモラル講習会(6年)	○携帯・インターネットモラル講習会(6年)
8	○職員研修		
9	○児童に関する情報交換(職員集会)	○縦割り班活動 ○行事を通じた人間関係作り(運動会)	
10	○心のアンケートをもとに教育相談 ○児童に関する情報交換(職員集会)	○心のアンケート ○縦割り班活動 ○行事を通じた人間関係作り(社会科見学・宿泊学習)	
11	○児童に関する情報交換(職員集会) ○個別面談	○縦割り班活動 ○行事を通じた人間関係作り(愛の石記念集会) ○「心ほっかりこ」月間	○個別面談
12	○児童に関する情報交換(職員集会)	○縦割り班活動	○学校に関するアンケート
1	○児童に関する情報交換(職員集会)	○縦割り班活動	○人権に関する研修会
2	○心のアンケートをもとに教育相談 ○児童に関する情報交換(職員集会)	○心のアンケート ○縦割り班活動	○学級懇談会
3	○児童に関する情報交換(職員集会)	○縦割り班活動	